

「知的財産権」について考えよう!

技術を保護する
「特許権」

技術を保護する
「実用新案権」

デザインを保護する
「意匠権」

ネーミングや
ロゴを保護する
「商標権」



知的財産権とは、技術を保護する「特許権」「実用新案権」、デザインを保護する「意匠権」、ネーミングやロゴを保護する「商標権」など、法令により定められた権利をいいます。これらは特許庁に出願し、登録されてはじめて効力を持ちます。

平成24年度の県内の出願件数は、特許142件（全国45位）、実用新案26件（同36位）、意匠52件（同34位）、商標537件（同27位）となっており、県内の企業などにおいては、知的財産権に対する意識が全国と比べて低いのが現状です。

1 県内における
知的財産権
出願件数の現状

また、知的財産権は商品などを保護する役割がある一方、その権利を活用する方法もあります。特許を取得した後、活用されていない特許は多数存在しています。そのため、中小企業などに有効活用されるように、特許情報は広く公開されています。公開されている特許はあくまで特許権者の権利ですので、利用のためには特許権者と活用希望者、双方の契約が必要です。

自社で足りない技術を補うために、他社の特許技術を導入して新しいものを生み出す知的財産権の活用は、企業にとって戦略的な事業を展開させることにつながるのです。

2 知的財産権が
なぜ必要?

有効活用のおススメ

3 まずは
相談してみよう

～沖縄県発明協会～

一般社団法人沖縄県発明協会は、中小企業などへの総合的知的財産支援を行う団体です。特許などの有効活用についてのアドバイスや相談、優れた発明くふう品の展示会などを行っています。

特許の出願方法を知りたい、自社技術を他社に活用させたい、知的財産侵害について相談したいなど、知的財産に関することは当協会までお問い合わせください。

4 発明くふう展の
イベントに参加しよう

～毎年産業まつりにて開催～

沖縄県発明協会では、産業の発展及び県民生活の向上に役立つことを目的に「発明くふう展」として、県内の有望な発明、考案を毎年募集し、広く県民に紹介しています。

平成24年度は、特許・実用新案の部18点、意匠の部3点の応募がありました。

平成25年度も現在募集中で、応募作品は10月末の沖縄の産業まつりに合わせて、審査、表彰を行う予定です。

詳しくは下記の「平成25年発明くふう展募集概要」をご覧ください。



事業者向け知的財産セミナー



知財専門家(弁理士など)による相談会

◎一般社団法人
沖縄県発明協会

○発明相談などについてのお問い合わせは
一般社団法人沖縄県発明協会
TEL:098-921-2666
URL: <http://www.okinawa-jiii.jp/>

●平成25年度 発明くふう展募集概要

応募対象	特許・実用新案・意匠
応募資格	沖縄県内に在住又は居所を有する者で、発明者又は出願人
応募方法	所定の申込書に必要事項をご記入の上、下記書類を添えてお申込み下さい。（申込書はHPからもダウンロード可 http://www.okinawa-jiii.jp/ ）
準備するもの	公開又は登録されているものは、その公報を1部
募集期間	7月1日（月）～8月30日（金） （ただし、展示予定数に達し次第締め切ります）
出展料	発明協会 会員 10,000円（2点目20,000円） ／ 非会員 20,000円（2点目20,000円）
審査会・賞の種類	平成25年10月24日（木） ・県知事賞（最優秀賞1点、優秀賞2点） ・発明協会会長賞3点
表彰式	平成25年10月27日（日）



発明くふう展の様子



発明くふう展審査会の様子

お問い合わせ | 県産業政策課 電話:098-866-2330 FAX:098-866-2440